

第3次安曇野市行財政改革大綱

・

実施計画

令和元年度 取組結果

及び

取組検証

令和2年10月

目 次

基本理念	基本方針	重点項目	実施計画
発展・持続可能なまちづくりに向けて	1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合計画のマネジメント ○ 情報の適正管理とIT改革 ○ 人口減少抑制策と自主財源の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ①行政評価の活用【政策経営課】・・・1 ②地方版総合戦略の策定と実行【政策経営課】・・・2 ③情報セキュリティ対策の強化【情報統計課】・・・3、4 ④市ホームページの充実【秘書広報課】・・・5 ⑤第三セクターの整理、統合【総務課】・・・6 ⑥アウトソーシングの推進【総務課】・・・7 ⑦防災・減災対策の強化【危機管理課】・・・8、9、10 ⑧安曇野市国民健康保険における療養給付費等の削減 【国保年金課】・・・11 【健康推進課】・・・12 ⑨地域包括ケア体制の構築【介護保険課】・・・13 ⑩下水道事業経営の見直し【下水道課】・・・(欠番) ⑪水道ビジョン(水道事業基本計画)の見直し【上水道課】・・・(欠番)
	2. 市民との協働のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「区」の充実 ○「自治基本条例」の制定 	<ul style="list-style-type: none"> ⑫市民主体のまちづくりの推進【地域づくり課】・・・14、15 ⑬協働のまちづくり推進行動計画に基づく市民活動センターの充実 【地域づくり課】・・・16 ⑭消防分団の統廃合を含めた組織再編と出動範囲の見直し 【危機管理課】・・・17、18
	3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の育成 ○健全財政の維持 ○公共施設の再配置 	<ul style="list-style-type: none"> ⑮本庁・支所の窓口業務の見直し【総務課】・・・19 ⑯適正な定員管理と組織の充実【総務課】・・・20 ⑰人事評価制度の給与への反映【職員課】・・・21 ⑱人材育成基本方針の改訂及び人材育成に関する取組み推進 【職員課】・・・22、23、24 ⑲実質公債費比率の健全化の堅持【財政課】・・・25 ⑳収税等収納率の向上【収納課】・・・26 ㉑将来負担比率の健全化の堅持【財政課】・・・27 ㉒一般競争入札の拡大及び総合評価落札方式の試行実施 【契約検査課】・・・28 ㉓電子入札の積極的な活用【契約検査課】・・・(欠番) ㉔下水道整備計画の見直し【下水道課】・・・(欠番) ㉕水道料金センターの見直し【経営管理課】・・・(欠番) ㉖公共施設等の総合的な管理の推進【総務課】・・・29 ㉗公共施設の土地賃貸契約基準の統一【財産管理課】・・・30 ㉘低・未利用財産の整理処分と有効活用【財産管理課】・・・31 ㉙庁舎単位の環境保全計画の推進【財産管理課、関係課】・・・32 ㉚橋梁・公園施設長寿命化修繕計画の推進【建設課】・・・33 【都市計画課】・・・34 ㉛市営住宅の適正管理【建築住宅課】・・・35

※⑩⑪⑭⑮については上下水道事業の公営企業化に伴い、㉓については事業の見直しにより欠番

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画①：行政評価の活用【政策経営課】

期待される効果・数値目標等	行政評価の継続実施により、事務事業及び施策の不断の見直しを行ない、効率的・効果的な政策の実現、いわゆる最小の経費で最大の成果をあげる行政運営が期待できる。また、市民への積極的な説明責任を果たすことで、職員の意識改革にもつながる。かつ、引き続き行政評価の結果を実施計画や予算に反映し、総合計画に掲げた施策の具現化を推進する。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	○事務事業評価・施策評価の実施 ○評価結果の実施計画・予算への反映	⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取組の内容	行政評価結果を実施計画の策定方針や新年度の予算編成方針へ反映させ、選択と集中を図る。
具体的な手法	○事務事業評価、施策評価を実施し、施策評価については結果を公表する。 ○政策評価では、施策評価や市民意識調査などの分析を行い、その結果を各課長等へフィードバックする。 ○行政評価結果から実施計画策定方針（2020～2022年度）及び予算編成方針の柱となる重点化施策を導き出す。 ○令和元年度の市民意識調査票を3月に配布する。
到達目標	行政評価結果を実施計画の策定方針、予算編成方針へ反映させる。

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○事務事業評価、施策評価を実施し、8月に施策評価結果を公表した。また、平成30年度の市民意識調査結果も同時に公表した。 ○施策評価や市民意識調査などの分析を行い、その結果を7月に各課長等へフィードバックした。 ○行政評価の結果を実施計画に反映させ、「実施計画策定方針」及び「予算編成方針」の柱となる重点化施策「積極的に強化すべき12施策」と「最適化に向け見直すべき3施策」を定めた。
今後の方向性	○行政評価システムの改善を図るとともに、行政評価結果を行政運営の改善につなげ、一層効率的で質の高い行政の実現を目指す。

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画②：地方版総合戦略の策定と実行【政策経営課】

期待される効果・数値目標等	人口減少時代に対応するため、国・県の総合戦略を勘案したうえ、市の総合戦略を策定する。対象期間を平成31年度までの5年間と定め、雇用創出や少子化対策、地域振興策などの政策をまとめ、その具現化に取り組む。
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
取 組	地方版総合戦略の策定と実行	P D C A サイクルによる客観的な効果検証の実施	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	創生総合戦略に掲げた事業の進捗管理と、第2期総合戦略の策定
具体的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ○総合戦略事業の実施部署から進捗状況の報告を求める。また、総合戦略の指標（目標値）達成に向け、必要に応じて実施部署とヒアリングを行い、取り組み方法について改善を図る。 ○第2期総合戦略の策定については、現行戦略の「継承」を基本姿勢とし、総合計画との整合や国の総合戦略等を勘案し令和元年度内に策定する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ○総合戦略事業の進捗状況を把握する。また、第2期総合戦略を策定する。 ○どちらも市ホームページ上で公表する

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> ○5月に総合戦略事業の実施部署から平成30年度の進捗状況を報告してもらい、とりまとめた結果を8月2日に開催した有識者会議において確認し、同月公表した。また、第2期総合戦略の「策定方針」についても確認した。 ○第2期総合戦略の策定については実施計画と並行して取組み、素案を12月2日に開催した有識者会議に諮り意見を聴取した。それらの意見を踏まえ第2期総合戦略（案）とした。 ○第2期総合戦略（案）について1月8日から2月7日までパブリックコメント実施。3月、本部会議（庁内調整）及び有識者会議に諮り成案とした。（令和2年4月から総合戦略始動）
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○人口目標 2040年度8万5千人の達成に向け、基本目標と主要施策ごと定めた数値目標の進捗管理（達成状況）を行うとともに、実施計画と合わせ具体的取組（事業）を見直しながら戦略を推進する。

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画③-1：情報セキュリティ対策の強化【情報統計課】

期待される効果・数値目標等	可能な限りの情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報セキュリティに対する職員の意識の向上を図る。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	システムへの脅威についての情報収集及び対策についての研究	⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	システムへの脅威についての迅速な情報収集や脆弱性対策を行う。
具体的な手 法	地方公共団体情報システム機構（J-LIS）、情報処理推進機構（IPA）、長野県セキュリティクラウド等からの各種システムの注意喚起や脆弱性情報をもとに稼働中のシステムの点検や対策プログラムの適用等を実施する。
到達目標	サイバー攻撃によるシステム障害、情報流出等被害 0件

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○地方公共団体情報システム機構（J-LIS）、情報処理推進機構（IPA）、長野県セキュリティクラウド等からの各種システムの注意喚起や脆弱性情報をもとに稼働中のシステムの点検やマイクロソフト社等システムベンダーから提供された対策プログラムの適用等を実施した。
今後の方向性	○引き続き、注意喚起、脆弱性などの情報への対応を迅速に実施していく。

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画③-2：情報セキュリティ対策の強化【情報統計課】

期待される効果・数値目標等	可能な限りの情報セキュリティ対策を講じるとともに、情報セキュリティに対する職員の意識の向上を図る。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	職員への情報セキュリティに対する教育・意識の啓発	⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○職員のセキュリティ意識の醸成を行う。 ○職員向けセキュリティ研修会の実施及びe-ラーニング受講とりまとめ。 ○情報セキュリティ内部監査の実施。 ○職員に対し、グループウェア掲示板を利用してセキュリティ事故の事例や、ウイルス等攻撃メールの情報を提供し、注意喚起を行う。 ○職員向けセキュリティ研修会の実施
具体的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員向けセキュリティ研修会、特定個人情報連携担当者向け研修会 ○特定個人情報取扱者向けマイナンバー制度関連及び全職員向け情報セキュリティ等関連のe-ラーニング受講とりまとめ。 ○情報セキュリティ内部監査に係る計画策定から監査後フォローアップまでのPDCAサイクルを確立させる。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ○人的ミスによるセキュリティ事故 0件 ○職員向けセキュリティ研修会受講率 ・全職員向けセキュリティ研修会またはe-ラーニング研修 50% ・特定個人情報取扱者向け研修会またはe-ラーニング研修 100%

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> ○職員に対してグループウェア掲示板を利用し、セキュリティ事故事例やウイルスメールの情報提供による注意喚起 ・セキュリティ事故事例情報提供 7回 ・ウイルスメールの情報提供 6回 ○職員向けセキュリティ研修会の実施 ・全職員向けセキュリティ研修会受講者 449人 ○マイナンバー制度関連及び情報セキュリティ等関連のe-ラーニング受講とりまとめ ・総務省e-ラーニング研修受講者 259人(延べ受講コース440コース) ・J-LIS e-ラーニング研修受講者 7人(延べ受講コース35コース) ○情報セキュリティ内部監査に係る計画策定から監査後フォローアップ ・情報セキュリティ内部監査実施 5課 ・昨年度実施内部監査による課題のフォローアップ 全2件対応中
今後の方向性	○情報セキュリティポリシーを遵守し職員一丸となり、インシデント発生を抑止する。

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画④：市ホームページの充実【秘書広報課】

期待される効果・数値目標等	CMS（Content Management System）を更新するとともに、内容の充実を図る。また、職員研修を実施して迅速かつ分かりやすい市政情報の提供に努める。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	CMS の入れ替え ○職員対象新型 CMS 操作研修会の実施 ○トップページ変更	職員対象 CMS 操作研修会	掲載内容の見直し	職員対象 CMS 操作研修会	○掲載内容の見直し ○次期システムの導入検討
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【未達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取組の内容	わかりやすい市政情報の発信と令和 2 年度の市ホームページ更新に向け情報の整理を進める。
具体的な手法	○職員向けの CMS 研修会を実施し、市ホームページ機能の紹介やアクセシビリティについて情報共有を行う。 ○広報委員会や担当課と相談し、古くなり更新されていないページの更新および削除を進める。
到達目標	トップページのユーザビリティの向上。現在ある総ページ数の 2 割以上を削減する。

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○トップページの一部再編成 ・トップページバナーとトピックスの更新頻度を向上させた。 ・掲載内容を見直し、カテゴリーの整理を行った。 ○未公開ページを含め 5,000 件の不要ページの削除（約 4 割削減） ○令和 2 年度のホームページリニューアルに向けた準備 ・各課の課題の整理を行った。 ○その他 ・キッズページの大幅な更新を行った。 ・消防団サブサイト、新型コロナウイルスサブサイトを新設した。
今後の方向性	○令和 3 年 3 月にホームページのリニューアルを予定しており、使いやすさの向上を目指す。

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画⑤：第三セクターの整理、統合【総務課】

期待される効果・数値目標等	第三セクターへの出資引き下げ及び市有3宿泊施設の譲渡について検討を行う。
---------------	--------------------------------------

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	三セク解消の合意形成	市の株式譲渡先の選定	○行政財産の用途廃止協議 ○施設譲渡先の選定	⇒	⇒
結 果	【未達成】	【未達成】	【未達成】	【未達成】	【未達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	前年度から取り組んでいる第三セクターを譲渡した場合の運営シミュレーションを完成する。
具体的な手法	前年度にまとめた、向こう 30 年間の施設修繕及び更新スケジュールと、今年度作成する譲渡した場合の運営シミュレーションの結果を総合的に判断し、出資引き下げ又は譲渡に向けた具体的な検討を進める。
到達目標	出資引下げ又は第三セクター解消、施設譲渡に向けた年度スケジュール化

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○令和元年9月に実施した運営シミュレーションを参考に、市として施設譲渡の方針を決定するとともに、施設譲渡に向けたロードマップの検討を進めた。
今後の方向性	○ファインビュー室山、ほりでーゆ〜四季の郷の2施設については、令和5年度の施設譲渡に向け、検討を進める。 市としては一定割合の出資比率は残し、現第三セクターを存続させることで、補助金の返還なしで施設を譲渡するとともに、従業員の雇用確保の担保を図る。 ○豊科安曇野の里自然活用村（ビレッジ安曇野等）については、今後も譲渡等の検討を続ける。

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画⑥：アウトソーシング計画の推進【総務課】

期待される効果・数値目標等	指定管理者制度をはじめとする市業務の外部（委託）化を推進し、市民サービスの維持向上と経費の削減を実現する。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	定型業務の洗い出し及びアウトソーシング計画の見直し	⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	指定管理者制度をはじめとする市業務の外部（委託）化を推進し、市民サービスの維持向上と経費の節減を実現する。
具体的な手法	各課に対するヒアリングを実施し、アウトソーシング可能な業務について、外部（委託）化に向けた課題解決の検討を行う。
到達目標	新たに外部（委託）化できる業務を1事業選定する。

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○9～10月に実施した行財政のスリム化に向けた各課ヒアリングの中で、アウトソーシングなどの民間活力の導入について各課の考え方や具体的な取組みの案を確認した。 ○庁舎間メール便業務（総務課）及び介護認定調査の一部（介護保険課）について、民間へ委託した。
今後の方向性	○今後も民間活力を導入することにより、効率化や経費の削減等効果がある事務事業については、民間活力の利用を積極的に取組んでいく。 ○民間活力を導入した事業について、効果の検証を行っていく必要がある。

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画⑦-1：防災・減災対策の強化【危機管理課】

期待される効果・数値目標等	市民、市、県、防災関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって防災に対する最善の対策を図る。特に、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう「・周到かつ十分な災害予防」「・迅速かつ円滑な災害応急対策」「・適切かつ速やかな災害復旧・復興」の対策に充実を一層図る。
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	防災施設・設備の整備の促進	⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄品の購入及び更新 ・三郷文化公園体育館備蓄庫に備蓄を行う。 ・職員分の食糧等の確保検討
具体的な手法	購入備蓄品目、数量などの検証及び期限による更新を行う。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ○食料備蓄率：92.3% ○購入予定品 食 料：7,050 食 (内訳 アルファ化米：4,800 食、クラッカー：1,400 食、梅がゆ：850 食) 飲料水：6,000 本、4,800ℓ (内訳 0.5ℓ：2,400 本、1.0ℓ：3,600 本)

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> ○本年度購入を予算化した、災害対策用備蓄品のアルファ化米、飲料水、携帯トイレ、敷きマット、救助用マット等の入札を令和元年7月に行い、納品された9月25日に、市内各備蓄倉庫に格納した。 ○購入を計画した数量を確保した結果、食糧品の備蓄率は到達目標どおり92.3%となった。 ○災害長期化に対応するための職員分食糧品の確保を計画したが、検討した結果、賞味期限が迫っている食糧品を職員用として活用するため、備蓄購入は見送った。ローリングストック（循環備蓄）方式を採用した。その保管場所は災害対策本部を設置する本庁舎と、防災広場の備蓄庫とした。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○市民等に対しては、自助・共助（互助）を減災の基本とし、日頃からの家庭内備蓄の促進を広報する。また、流通在庫備蓄・救援物資等の考え方を踏まえ、市民・企業・行政が、それぞれの役割を担う中で、災害に対する備えや災害時の適切な対策が講じられるよう、防災体制の組織強化、防災啓発を進める。 ○職員に対しては、本市業務継続計画（BCP）で3日間の飲用水・食糧の備蓄を奨励していることから、平時からの備蓄を周知確認していく。

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画⑦-2：防災・減災対策の強化【危機管理課】

期待される効果・数値目標等	市民、市、県、防災関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって防災に対する最善の対策を図る。特に、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう「・周到かつ十分な災害予防」「・迅速かつ円滑な災害応急対策」「・適切かつ速やかな災害復旧・復興」の対策に充実を一層図る。
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	防災体制の充実	⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【未達成】	【達 成】	【達 成】	【達 成】	【達 成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	防災体制の充実を図る。
具 体 的 な 手 法	<ul style="list-style-type: none"> ○安曇野市地域防災計画へ国及び県による上位計画等の修正内容を反映させる。 ○安曇野市地域防災計画概要版の作成について検討する。 ○災害時の協力体制強化のため、民間企業等と協定締結を進める。 ○職員研修及び訓練を実施する。 ○安曇野市地域防災計画の見直し・修正 ○安曇野市地域防災計画概要版の検討
到 達 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○民間企業等との協定締結（6件） ○職員研修の実施（1回） ○職員参集、災害対策本部設置訓練の実施（3回）

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> ○上位計画（県計画）を反映し、安曇野市地域防災計画の見直しや修正を行ない、修正版と概要版、及び新旧対照表を市ホームページに掲載し、市民への周知を実施した。 ○災害時の応援協定を5件締結（日本建設機械レンタル協会、ヤフー（株）、日本福祉用具供給協会、（株）デンソー、北安曇郡池田町）。 ○職員研修会（防災講演会）を令和元年9月26日に実施、職員161人が参加した。 ○職員の参集訓練（災害対策本部設置訓練）を、令和元年8月3日（土）と令和2年2月2日（土）の2回実施し、災害発生時の初動体制確立手順等を確認した。 なお、10月20日（日）の訓練実施は、台風19号による被害を受けた長野市、千曲市、飯山市に「長野県市町村災害時相互応援協定」等に基づき職員を派遣中であったことから中止とした。
今 後 の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部設置訓練実施後に訓練の検証を行ったところ、何点かの課題が出された。災害対応の迅速化を図るため、下記事項について災害対策本部体制の見直しを行う。 ・実行部門は、地域防災計画に定めている本来の各部本部の体制と業務分掌をいかし、情報共有を横断的に行うため、各部本部連絡員を災害対策本部室内に配置する。 ・指揮本部内の班編成と役割の明確化を図る。 ・早期に指揮本部を機能させるため、参集した職員から指揮本部業務の補助を行い、全庁体制を敷く。

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画⑦-3：防災・減災対策の強化【危機管理課】

期待される効果・数値目標等	市民、市、県、防災関係機関がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって防災に対する最善の対策を図る。特に、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう「・周到かつ十分な災害予防」「・迅速かつ円滑な災害応急対策」「・適切かつ速やかな災害復旧・復興」の対策に充実を一層図る。
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	○住民の防災意識の高揚及び自主防災組織の強化 ○災害時要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画	⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	○訓練方法などを見直し、住民の防災意識の高揚及び自主防災組織活動の活性化を進める。 ○多くの住民の地域防災活動への参画を促す。
具体的な手法	○総合防災訓練に小・中学生の参加を促す。 ○防災講演会を実施する。 ○自助と共助をテーマとして「協働のまちづくり出前講座」に講師を派遣する。 ○地域自主防災組織防災活動支援補助金を交付する。
到達目標	○総合防災訓練の実施 ○防災講演会の実施（1回） ○出前講座への講師の派遣（30回） ○地域自主防災組織防災活動支援補助金の交付（45団体）

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○市総合防災訓練を令和元年9月1日（日）、防災広場を主会場に本庁舎、豊科学習センター「きぼう」、各保健センター、堀金総合体育館にて各訓練を実施し、合計580人が参加した。 ○出前講座を各場所において37回実施し、約1,100人が参加した。 ○自主防災組織防災活動支援補助金を交付し、各組織が実施する防災訓練や資機材の整備等を支援した。防災資機材整備47組織(4,777,972円)、防災訓練等31組織(602,138円)に交付。 ○防災講演会を令和2年2月22日（土）豊科公民館大ホールにおいて、防災システム研究所長 山村武彦氏を講師に迎え、「在宅避難生活訓練のすすめ ～避難生活のために日頃から備えられること～」をテーマに開催し、422人が聴講した。
今後の方向性	○危機事象発生時における対応能力は、普段から危機管理意識を高めていることが重要であることから、これまで実施してきた事業を継続していくとともに市と関係機関との連携・協力体制の強化を図るなど、事業内容の充実を努め、各種事業を効果的に推進していく。 ○災害時には、地域に住む住民それぞれの自助・共助が必要であることから、引き続き啓発活動を推進していく。 ○新型コロナウイルス感染症の終息が見えないため、感染症対策に特化した避難所設置・運営訓練や出前講座を実施していく。

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画⑧-1: 安曇野市国民健康保険における療養給付費等の削減(特定健康診査受診率の向上)【国保年金課】

期待される効果・数値目標等	生活習慣病等により、今後ますます増加すると見込まれる医療費を削減し、将来的に持続可能な医療保険制度を堅持し、健康長寿のまちづくりに資するため、特定健康診査等実施計画に基づく受診率の向上を図るとともに、健診結果を活かした各計画に基づく保健事業を推進する。
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	(特定健康診査第 2 期計画) [特定健康診査受診率の目標]: 50%	⇒ 55%	⇒ 60%	(特定健康診査第 3 期計画) 50%	⇒ 52%
結 果	【未達成】 42.4%	【未達成】 47.0%	【未達成】 48.2%	【未達成】 48.2%(速報値)	【未達成】 49.0%(推計値)

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	生活習慣病により、ますます増加すると予想される医療費を削減し、将来的に持続可能な医療保険制度を堅持するため、特定健康診査等実施計画に基づく受診率の向上を図る。
具 体 的 な 手 法	<p>【平成 30 年度に引き続き取り組む内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健康診査集団健診の受診結果により、未受診者を抽出し、医療機関で実施する個別健診、通院する人からの医療データの情報提供について勧奨通知を送付する。 ○40 歳から 50 歳までの未受診者へ個別健診通知を送付する。 ○市HP、マスメディアを活用した広報やイベント勧奨、経年未受診者に対する電話コールを実施する。 <p>【令和元年度の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国保健康ポイント制度を周知し、受診率の向上を図るとともに、アンケート調査などで成果の検証を行う。 ○集団健診と並行して個別健診を実施する。
到 達 目 標	特定健診受診率：52%

(4) 令和元年度における取組結果

実 施 し た 内 容・結 果	<ul style="list-style-type: none"> ○5月から翌年2月まで特定健診を実施。(集団健診5～8月、個別健診6～翌年2月)(個別健診を早い時期から受診できるよう事務改善を行った。) ○集団健診実施後に未受診者を抽出し、個別健診への振替案内と、通院による医療データの情報提供の勧奨通知を発送。 ○経年未受診者に受診勧奨通知を発送 ○9月7日～8日、図書館フェスタとタイアップした健康イベントを実施し、特定健診・特定保健指導のPRと歯科相談を実施した。 ○健康ポイント割引券3,626枚を交付、2,315枚が使用された。(使用率63.8%) ○割引券を交付した人のうち、無作為で352人を対象にアンケート調査を実施。(回答：213人、回答率：60.5%) 割引券を使用したと回答した方(151人)の感想：良かった139人(92%) 制度についての意見(複数回答あり) 制度に関係なく健診等を受けている：177人、意識が変わった・健診を受けた：37人など
今 後 の 方 向 性	<ul style="list-style-type: none"> ○目標値への到達は、国保被保険者の健診に対する理解をいただかないと困難な部分があるが、理解をいただくために、地道にコツコツと周知活動を行うことで、受診率は向上してきている。 ○引き続き受診啓発に努め、受診率が向上するよう取り組んでいく。

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画⑧-2: 安曇野市国民健康保険における療養給付費等の削減(特定保健指導実施率の向上)【健康推進課】

期待される効果・数値目標等	生活習慣病等により、今後ますます増加すると見込まれる医療費を削減し、将来的に持続可能な医療保険制度を堅持し、健康長寿のまちづくりに資するため、特定健康診査等実施計画に基づく受診率の向上を図るとともに、健診結果を活かした各計画に基づく保健事業を推進する。
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	(特定健康診査第 2 期計画) [特定保健指導実施率の目標]: 50%	57%	60%	(特定健康診査第 3 期計画) 50%	52%
結 果	【未達成】 41.6%	【未達成】 49.5%	【未達成】 46.2%	【達成】 52.3%(速報値)	【達成】 54.2%(推計値)

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	生活習慣病により、ますます増加すると予想される疾病による医療費を削減し、将来的に持続可能な医療保険制度を堅持するため、第 3 期特定健康診査等実施計画及び第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づいて保健指導を実施する。
具体的な手法	○特定健診等の結果から、保健指導対象者を明確にし、優先順位をつけて保健指導を実施する。実施にあたっては「医療費適正化へのプロセス計画」(手順書)に沿って実施する。 ○特定保健指導・重症化予防のための保健指導は、進捗管理台帳を月 1 回確認し、早期に保健指導が提供できるよう業務の見直しを行いながら実施していく。 ○昨年度に引き続き、保健指導の専任職員(非常勤)を配置していく。
到達目標	特定保健指導実施率目標値: 52%(第 3 期特定健康診査等実施計画の 2 か年目)

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)に基づいて保健事業を展開している。実施に当たっては、「医療費適正化へのプロセス計画」(手順書)に沿って保健指導を実施している。 ○特定健診受診者(集団健診・個別健診・人間ドック・情報提供等)の結果から対象者を抽出。特定保健指導対象者、重症化予防対象者、重症化ハイリスク者に対する保健指導を実施している。 ○保健指導対象者には、健診結果を読み取り国保データベース(KDB)等による治療状況の確認、アセスメントを実施し、個々の状況にあった資料に基づいて結果を伝え、生活習慣改善の方法について自己選択できるよう保健指導を実施している。治療が必要な未治療者には、必要に応じて二次健診(血管健診・微量アルブミン尿検査)を行いながら受診勧奨をしている。 ○月に 1 回保健指導の進捗状況を確認して、担当者が保健指導に取り組むことができるようにしている。 ○平成 30 年度から保健指導の専任職員(非常勤)を配置し、保健指導の体制を強化している。
今後の方向性	○若年期からの健診受診者増に向けての働きかけを行う。特に令和元年度の保健指導対象者で健診未受診者入力 ○第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)の中間評価をもとに保健指導対象者の明確化を図り、より効果的な保健指導を実施する。 ○重症化及び介護予防のため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施についての事業計画を策定する。 ○市民全体の生活習慣病予防の意識向上のためのフレイル予防等の啓発に努める。

1. 戦略的な公共経営の推進によるまちづくり

(1) 実施計画⑨：地域包括ケア体制の構築【介護保険課】

期待される効果・数値目標等	<p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制の構築を目指す。</p> <p>①在宅医療・介護連携の推進 ②認知症施策の推進 ③生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進</p>
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	①～③の推進	⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	<p>高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・生活支援等が包括的に確保される体制の構築を目指す。</p>
具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ○地域支え合い推進フォーラムの開催 ○認知初期集中支援チーム員会議の定期開催 ○医療・介護多職種連携研修会の開催 ○生活支援のための各種サービスの情報提供 ○介護予防の重要性等についての啓発活動
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ○地域支え合い推進フォーラムを開催し、200名以上の方に参加していただく。 ○認知初期集中支援チーム員会議を12回以上開催する。 ○医療介護多職種連携研修会を3回以上開催する。 ○生活支援サービスガイドブックの作成 ○医療と介護の連携マップの改訂版作成 ○介護予防について、広報誌に特集として掲載する。 ○医師会等と連携した市民向け講演会を1回以上開催する。

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> ○地域支え合い推進フォーラムは、2月23日に開催し、区長、民生児童委員、老人クラブ関係者など250人の参加があった。 ○認知症初期集中支援チーム員会議、相談会を毎月開催した（各12回） ○医療介護多職種連携研修会（11月16日開催59人参加）、地域ケア個別会議（10回開催）で多職種が連携してケース検討を行い、連携や対応について意見交換を行った。 ○生活支援サービスガイドブックは、6月に3,000部作成し、関係機関（区長、民生児童委員、介護事業所、医療機関、金融機関）に配布する他、窓口に配置、配布し、高齢者の社会参加と日常生活支援につなげた。 ○地域の医療、介護資源の情報提供として、医療と介護の連携マップの改訂版を2月末に700部作成し、医療、介護事業者、各支所窓口等へ配布するとともに市ホームページに掲載した。 ○介護予防については、フレイル予防について9月18日、2月19日号の広報誌に特集として掲載できた。 ○医師会等と連携した市民向け講演会は、「若年性認知症について」をテーマに4月6日開催し108人が参加した。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年度策定予定の第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）に基づき、各種取組を進めることで地域包括ケア体制の構築を進めたい。

2. 市民との協働のまちづくりの推進

(1) 実施計画⑫-1：市民主体のまちづくりの推進【地域づくり課】

期待される効果・数値目標等	市民一人ひとりが主体的に地域課題解決や地域づくりに参画する意識の高揚に努める。そのための仕組みを構築する。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	「自治基本条例」(仮称)の検討	「自治基本条例」(仮称)の制定	「自治基本条例」(仮称)の運用	「協働のまちづくり推進行動計画」の見直し	協働のまちづくりの推進
結 果	【達成】	【達成】	【未達成】	【未達成】	【未達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	○あらゆる機会を通じた周知及び理解促進
具体的な手法	○各地域区長会、出前講座等を通じた周知及び理解促進 ○市民活動サポートセンター（情報コーナー、窓口、コーディネート業務）を通じた周知及び理解促進
到達目標	出前講座等による啓発機会 50回

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<p>【内容】</p> <p>○各地域区長会、各区への出前講座等、あらゆる機会に説明し周知を図った。</p> <p>○「自治基本条例」附則第2項～4項に基づき、市民から意見を募集するなどして検証及び検討を行った。また、改正要旨についてパブリックコメントを実施した。これに基づき条例の一部改正を行った。</p> <p>○協働フォーラムにおいて、自治基本条例についての説明機会をもった。</p> <p>【結果】</p> <p>出前講座等による啓発機会 37回</p>
今後の方向性	○引き続き、区長会での説明、各区への出前講座などを通じ自治基本条例の周知及び理解促進を図る。

2. 市民との協働のまちづくりの推進

(1) 実施計画⑫-2：市民主体のまちづくりの推進【地域づくり課】

期待される効果・数値目標等	市民一人ひとりが主体的に地域課題解決や地域づくりに参画する意識の高揚に努める。 そのための仕組みを構築する。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	「まちづくり推進会議」(仮称)の設置	(「まちづくり推進会議」(仮称)の設置)	(見直しに向けたアンケートの実施)	「協働のまちづくり推進行動計画」の見直し	協働のまちづくりの推進
結 果	【未達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取組の内容	計画に掲げた具体的施策 (20 項目)
具体的な手法	計画に掲げた行動要領 (74 項目) による
到達目標	行動要領 74 項目の実施率 (協働計画策定評価委員会における進捗評価 (4 段階) において、「十分に推進できた」「ある程度推進できた」) が 25%以上。

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民一人ひとりが協働を理解し、まちづくりの主役であることの意識を高め、行動につなげる契機とする機会として、「協働のまちづくりフォーラム」を開催した。 ○市民活動サポートセンターにおいて、情報の収集発信、NPOセミナーや各種講座等の開催、相談、協働コーディネートなど諸事業を行い、市民活動の円滑な運営のための支援をした。 ○あらゆる主体間の連携支援を図るため、福祉事業者の交流会、市民活動団体と区等自治会との交流会などを開催した。 ○市民活動団体が行う自主的・主体的で、協働の啓発を伴う事業に対して、「つながりひろがる地域づくり事業補助金」を交付した。 ○市区長会と連携し、区加入促進と、地域の課題を地域で解決するための仕組みづくり(部制度導入)などを支援した。 <p>【結果】行動要領 74 項目の実施率 81% (協働計画策定評価委員会における進捗評価 (4 段階) において、「十分に推進できた」「ある程度推進できた」)</p> <p>※令和 2 年 7 月に開催した評価委員会で、評価方法の再検討も提案されたため、今回の実施率については暫定。</p>
今後の方向性	○今後も、区、市民活動団体等の支援、市民を対象としたフォーラム等の開催を通じ、協働の啓発、推進の仕組みの構築に努める。

2. 市民との協働のまちづくりの推進

(1) 実施計画⑬: 協働のまちづくり推進行動計画に基づく市民活動センターの充実【地域づくり課】

期待される効果・数値目標等	パートナーシップ協定を締結している団体との解消により、市直営による広く市民のための施設とする。協働の拠点としての市民活動センターの機能の充実を図る。具体的には、市民活動センター登録団体数の拡大に努め、協働のコーディネートを行う。
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	市民活動センター 登録団体数 110	市民活動センター 登録団体数 130	市民活動センター 登録団体数 150	市民活動センター 登録団体数 170	市民活動センター 登録団体数 190
結 果	【未達成】 増加なし	【未達成】 登録団体数 59	【未達成】 登録団体数 73	【未達成】 登録団体数 162	【未達成】 登録団体数 164

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○「第2次協働のまちづくり推進基本方針及び行動計画」に基づく諸事業の実施 ○市民活動サポートセンターの機能と事業の充実
具体的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ○サポーターによる取材活動（情報の収集） ○登録団体からの情報収集 ○通信の発行、ホームページの更新（情報の発信） ○市民活動団体のスキルアップ等を目的とする講座の開設 ○相談事業の実施（相談日の開設ほか） ○交流事業（交流会・連絡会）の実施及びネットワーク化 ○その他「協働のまちづくり推進行動計画」
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ○取材件数 年 50 回 ○通信発行 年 12 回 ○団体等スキルアップ講座 4 回

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民活動サポートセンターの本庁舎への移設 ○市民活動団体の取材等による情報の収集と課題の把握（共有） ○「市民活動サポートセンター通信」の月1回の発行による情報の発信 ○相談、協働コーディネートなど ○団体等のスキルアップを図るため、NPOセミナーを5回実施した。 ○福祉事業者の交流会、市民活動団体と区等自治会との交流機会を設けた。また、講座等にあわせて、参加者の交流機会を設けた。 <p>【結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○取材件数 12回/年 ○通信発行 12回/年 ○団体等スキルアップ講座 5回
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動サポートセンターでの、情報発信の拡充、各団体の課題等への対応、協働へのコーディネート機能の更なる充実を図る。

2. 市民との協働のまちづくりの推進

(1) 実施計画⑭-1：消防分団の統廃合を含めた組織再編と出動範囲の見直し【危機管理課】

期待される効果・数値目標等	団員不足、また、団員のサラリーマン化により、有事の際の出場団員の確保が困難になりつつある。そのため、部、分団を統廃合するなどの組織の再編、出場範囲の見直しなど、管轄区域を大きく区割りすることにより、有事の際等の出動団員の確保を図る体制を構築する。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	消防団幹部を含めるなか、部、分団の再編、出場範囲のあり方について検討	27年度検討結果により、出場体制の構築	部、分団の統廃合を含めた再編の実施	消防団組織の見直しの実施	⇒ 市長答申まで終了した、条例改正等は令和2年度実施
結 果	【達成】	【達成】	【未達成】	【未達成】	【未達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	「消防団組織と消防団員定数等の見直し」についての答申書を纏める。
具体的な手法	○消防委員会を開催し、消防団員定数の見直しと団員確保対策について審議する。 ○条例改正、規則改正の実施
到達目標	○消防団規則改正（令和2年4月1日施行） ○団員定数の条例改正（令和2年10月1日施行）

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○平成30年8月7日に、市長から消防委員会に諮問のあった「消防団組織と消防団員定数等の見直し」については、消防委員会を昨年度4回、元年度は5回開催し、審議を重ねた。 5回目の会議において、答申内容が纏まり、令和2年2月20日に市長へ答申書を提出した。 ○「安曇野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」の改正は、令和2年度市議会9月定例会に上程し、令和2年10月1日施行を予定している。 ○「安曇野市消防団規則」の改正は、条例改正の施行日と合わせることにした。
今後の方向性	○消防委員会からは、消防団に対して行った必要団員数調査結果と将来人口の推計から見る人口減少を勘案し、現在の条例定数1,090人を1,000人とすることが望ましいとの答申がされた。 今後は答申結果を踏まえ、消防力の整備指針や団員輩出世帯数等を基に、団員定数を算出し、条例と規則の一部改正を行う。（令和2年10月1日施行） ○消防団員の負担軽減等のため、継続して分団・部の統廃合や効率的な出場体制（人員の効率的配備と現場要員の増強）の運用を図る。

2. 市民との協働のまちづくりの推進

(1) 実施計画⑭-2：消防分団の統廃合を含めた組織再編と出動範囲の見直し【危機管理課】

期待される効果・数値目標等	団員不足、また、団員のサラリーマン化により、有事の際の出場団員の確保が困難になりつつある。そのため、部、分団を統廃合するなどの組織の再編、出場範囲の見直しなど、管轄区域を大きく区割りすることにより、有事の際等の出動団員の確保を図る体制を構築する。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	消防団幹部を含めるなか、部、分団の再編、出場範囲のあり方について検討	27年度検討結果により、出場体制の構築	部、分団の統廃合を含めた再編の実施	分団・部の統廃合に向けた調整及び出動計画の見直し	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【未達成】	【未達成】	【未達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	分団・部の統廃合を行う。
具体的な手法	○第12分団第3部第2班（白金班）の廃止について、地元区と協議し、方針決定する。 ○第6分団第1部と第3部の統廃合について、地元区と協議し、方針決定する。
到達目標	○統廃合の実実施計画の策定

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○統廃合の実実施計画については、令和元年10月29日に開催した消防委員会において、令和元年度から令和7年度までの分団・部の統廃合（詰所含む）の実実施計画を報告し了解を得ている。 ・穂高地域の第12分団第3部第2班の廃止については、令和元年6月23日に地元区への説明会を実施し、9月に行われた白金区の評議委員会で廃止の方針が採決されたが、防災倉庫としての使用や、火の見やぐらは残してもらいたいとの要望があったため、対応を検討している。 ・明科地域の第6分団第1部と第3部の統廃合については、令和元年9月30日に大足区長（第6分団第3部）へ説明し、統合了承が得られた。地元説明会は不要とされた。 ・10月7日には、明科区長（第6分団第1部）への説明でも了承を得られた。大足区同様に地元説明会は不要とされた。 ・今後、新築する詰所の概要が決定した時点で、市からの回覧文書で対応することとした。
今後の方向性	○第12分団第3部第2班詰所は耐震性があり、地元区の要望を継続して検討する。 ○第6分団第3部詰所の解体・譲渡について地権者と協議する。 ○消防団員の負担軽減と出場体制確保のため、地元区等と協議し、分団・部の統廃合を行う

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

(1) 実施計画⑮：本庁・支所の窓口業務の見直し【総務課】

期待される効果・数値目標等	<p>○新本庁舎の完成に合わせ、窓口業務のあり方や、本庁舎への来客者の誘導について検討を行う。</p> <p>○支所整備においてサービスの低下を招くことがない様、窓口業務や人員配置の調整を行う。</p>
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	仮穂高支所稼働 窓口業務の見直し	新穂高支所稼働 三郷支所移転 堀金公民館移転 ⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	会計年度任用職員制度の導入を念頭に、効率的かつ効果的な窓口のあり方を検討する
具体的な手法	関係課（窓口担当課及び職員課）による窓口のあり方についての勉強会を開催し、窓口業務のアウトソーシングについて検討を進める。
到達目標	サービスの低下を招くことのない、窓口業務や適正な人員配置

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<p>○市民要望を踏まえ、本年4月から時間延長及び休日開庁する窓口に税務課を追加した。</p> <p>○平成27年4月からの試行的に実施した時間延長の利用状況を踏まえ、月2回（第1、3火曜日）実施していた窓口業務の時間延長を、令和2年1月から月1回（第2火曜日）に見直しをした。</p> <p>○9月25日に窓口を担当する職員を対象に「窓口業務への民間活力の導入に向けた勉強会」を開催し、業務委託の懸案事項について、実際に窓口業務を民間委託している事例などを学んだ（参加職員51人）。</p> <p>○勉強会の受講を契機に、各課において民間に委託できる可能性のある業務の検討（洗い出し）を進めた。</p>
今後の方向性	<p>○令和4年度からの窓口業務の民間委託に向けて、内部での調整を進める必要がある。</p> <p>○市民サービスを低下させないために、業務量を基に適正な人員配置を実施していく。</p>

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

(1) 実施計画⑩：適正な定員管理と組織の充実【総務課】

期待される効果・数値目標等	<p>○再任用職員を含めた定員適正化計画を作成し、本庁舎に機能が集約される事によるサービス低下を招くことがない様、適正な職員配置を行う。</p> <p>○今後の取組としては、非常勤職員なしでの行政運営は不可能であるが、定員適正化計画・アウトソーシング計画に合わせた配置方針の見直し、また、非常勤職員のあり方及び処遇についての見直し、職務内容及び事務量に応じた精査を毎年度実施し、適正配置を行う。</p>
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	○新定員適正化計画の策定 ○配置方針の策定と推進による適正配置	計画の推進 ⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取組の内容	定年延長制や会計年度任用職員制度の導入による適正な職員定数の検討を行う。
具体的な手法	各課に対する人事ヒアリングを実施するとともに、定年延長制や会計年度任用職員制度の導入。また、アウトソーシング等を見据えた適正人員配置の検討を行う。
到達目標	定年延長制や会計年度任用職員制度の導入、またアウトソーシング等を見据えた適正な職員定数の算出

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<p>○行財政のスリム化に向けた各課ヒアリング（9/12～10/11）の中で、アウトソーシングなどの民間活力の導入について検討を指示しつつ、業務量調査を実施した。</p> <p>○国家公務員の定年延長は令和4年度から引き上げを始める方向で法案化が検討されており、国や近隣自治体の動向を注視しながら定年延長の導入に向けた準備を開始した。</p> <p>○会計年度任用職員制度の令和2年度導入を見据え、各課においてこれまで非常勤職員に委ねていた業務内容等の精査と必要とする職員数の算出を開始した。</p> <p>○将来の退職者の推移や定年延長の導入、会計年度任用職員制度の本格的な運用を踏まえ、新たな定員適正化計画策定に向けた調整を進めた。</p>
今後の方向性	○業務の効率化やアウトソーシング等民間への委託、定年延長制の導入を見据え、適正な職員定数及び人員配置を検討し続ける必要がある。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

(1) 実施計画⑰：人事評価制度の給与への反映【職員課】

期待される効果・数値目標等	人事評価の実施により、平成 28 年度に全職員の能力及び業績に応じた適正な給与への反映を実施する。このことにより、職員のモチベーションが上がり、職員個々の業務に対する意欲が高まる。また、複線型昇任制度も 28 年度から実施をし、ライン職・スタッフ職を明確にし、職員が個々の能力を十分発揮できる制度運用を開始する。
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	前年度の評価結果を監督職である係長・課長補佐への勤勉手当への反映を行う。	前年度の評価結果を全職員への給与に反映する。	制度の見直し等は随時実施するが、全職員への給与の反映が行われることから取組は終了。	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	人事評価は、人事管理の根幹として、職員の仕事の成果や能力を、公平かつ公正に評価し、その評価結果を本人にフィードバックすることで、本人の主体的能力開発、人材育成、組織の活性化を図ることを目的として実施する。
具体的手法	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度の評価結果（能力評価及び業績評価の総合評価）を 6 月期及び 12 月期の勤勉手当の成績率に全職員反映させる。 ○C 評価以下の職員に対して、1 次評価者は指導・育成方針を立案し、1 年をかけて部下の育成を行い、期末評価後結果を報告する。 ○評価結果を人材育成、職員配置等に活用する。 ○全職員の勤勉手当の成績率に評価結果を反映させる。
到達目標	○C 評価以下の職員の構成比を 2 % 以下にする。

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 30 年度の評価結果を確定し、評価結果に基づき 6 月期及び 12 月期の勤勉手当の成績率に反映した。 ・全職員の勤勉手当の成績率に評価結果を反映させた。【達成】 ○C 評価以下の職員に対しては、今後 1 年間の改善に向けた取組等について評価者と被評価者が確認する面談を持ち、改善目標の達成に取組んだ。 ・令和元年度 C 評価以下 11 人(構成比 1.9%)【達成】(前年度 C 評価以下 12 人)
今後の方向性	○平成 27 年度の C 評価以下は 43 人であったが、令和元年度の評価結果では 11 人まで減少した。これは当該非評価者の指導・育成をしてきた成果であると考え。一方、2 年連続で C 評価以下になる職員が数名おり、今後の能力向上や適正配置について検討していきたい。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

(1) 実施計画⑱-1：人材育成基本方針の改訂及び人材育成に関する取組の推進【職員課】

期待される効果・数値目標等	<p>○今までの人材育成への取組及び時代の変化を踏まえ、人材育成基本方針の改訂を実施する。</p> <p>○職員の成長を支援するために「人事制度」「研修制度」「職場環境づくり」の3つを中心に、人材育成システムの活用及び運用を推進する。</p> <p>○人事諸制度に関する取組は、今まで個別の実施計画で行っていたが、改正後の人材育成方針の取組を推進することで、人材育成に関し統一した取組となる。</p> <p>○この取組を推進する中で、人材育成基本方針に掲げる目指すべき職員像を職員自らが目指す環境が構築され、職員自らがキャリアデザインを描け、個々の能力を十分発揮できる制度運用の開始となる。</p>
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	人材育成基本方針の改訂	複線型昇任制度及び希望降任制度の運用開始	(係長昇任試験の実施)	⇒	⇒
結 果	【達成】	【未達成】	【未達成】	【未達成】	【未達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	「安曇野市人材育成基本方針」に基づき、「人事制度」「研修制度」「職場環境づくり」の3つの取組を中心に、人材育成システムの活用及び運用を推進する。
具 体 的 な 手 法	<ul style="list-style-type: none"> ○人事評価結果を昇給へ反映及び係長昇任試験の実施 ○評価ランク及び評価ポイントの決定 ○係長昇任試験受験候補者の選定 ○職員組合協議
到 達 目 標	<ul style="list-style-type: none"> ○令和2年1月の昇給に反映 ○係長候補者名簿に登載

(4) 令和元年度における取組結果

実 施 し た 内 容・結 果	<ul style="list-style-type: none"> ○人事評価結果を昇給に反映させることについて職員労働組合と協議が整い、令和2年度から運用することを確認した。 ・令和3年1月の昇給から運用【1年遅れて達成】 ○係長昇任前に、ライン職、スタッフ職のキャリア選択ができる複線型昇任制度の構築に向け、職員労働組合との協議を進めている。 ・令和2年10月現在、協議は詰めの段階に入っていると考えている。【未達成】 ○業務に対する意欲向上に繋げるため、人事評価において設定できる目標数の上限を増やした。
今 後 の 方 向 性	○職員の意欲向上やモチベーションの維持に繋げるため、複線型昇任制度の導入、係長試験の実施(係長候補者名簿に登載する仕組み)を早期に構築と、運用を始める必要があると考えている。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

(1) 実施計画⑩-2：人材育成基本方針の改訂及び人材育成に関する取組の推進【職員課】

期待される効果・数値目標等	<p>○今までの人材育成への取組及び時代の変化を踏まえ、人材育成基本方針の改訂を実施する。</p> <p>○職員の成長を支援するために「人事制度」「研修制度」「職場環境づくり」の3つを中心に、人材育成システムの活用及び運用を推進する。</p> <p>○人事諸制度に関する取組は、今まで個別の実施計画で行っていたが、改正後の人材育成方針の取組を推進することで、人材育成に関し統一した取組となる。</p> <p>○この取組を推進する中で、人材育成基本方針に掲げる目指すべき職員像を職員自らが目指す環境が構築され、職員自らがキャリアデザインを描け、個々の能力を十分発揮できる制度運用の開始となる。</p>
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	<p>○女性職員の能力開発の推進開始</p> <p>○メンター制度の再構築開始</p>	(女性職員の能力開発の推進)	通信教育の受講推進開始	⇒	⇒
結 果	【未達成】	【達成】	【未達成】	【未達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	「安曇野市人材育成基本方針」に基づき、「人事制度」「研修制度」「職場環境づくり」の3つの取組を中心に、人材育成システムの活用及び運用を推進する。
具体的な手法	<p>○人材育成基本方針の理念に基づき、自ら考え行動できる職員を育成するため自主研修支援の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信教育メニューの周知 ・申込受付 ・受講状況の進捗状況確認 ・受講修了者に助成金の交付
到達目標	<p>○受講申込件数：80 件以上</p> <p>○受講終了件数：68 件以上</p>

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<p>○通信教育受講申込の目標とした 80 件以上を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講申込：92 件【達成】 <p>○受講終了件数の目標とした 68 件以上を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講終了：76 件。(申込に対する終了者の割合：82.6%) <p>○随時受講修了者には助成金の交付を行った。</p>
今後の方向性	○職員自ら学ぶことの意識や動機づけのため、通信教育制度のメニューを充実させていくほか、人材育成の観点から、政策形成力向上、文書作成力向上、女性のステップアップ、わかりやすい資料作成などの各種研修の受講機会を確保したい。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

(1) 実施計画⑱-3：人材育成基本方針の改訂及び人材育成に関する取組の推進【職員課】

期待される効果・数値目標等	<p>○今までの人材育成への取組及び時代の変化を踏まえ、人材育成基本方針の改訂を実施する。</p> <p>○職員の成長を支援するために「人事制度」「研修制度」「職場環境づくり」の3つを中心に、人材育成システムの活用及び運用を推進する。</p> <p>○人事諸制度に関する取組は、今まで個別の実施計画で行っていたが、改正後の人材育成方針の取組を推進することで、人材育成に関し統一した取組となる。</p> <p>○この取組を推進する中で、人材育成基本方針に掲げる目指すべき職員像を職員自らが目指す環境が構築され、職員自らがキャリアデザインを描け、個々の能力を十分発揮できる制度運用の開始となる。</p>
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	研修における内部講師の充実を推進		(時間外勤務削減の推進)	⇒	⇒
結 果	【達成】		【達成】	【達成】	【未達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	<p>「安曇野市人材育成基本方針」に基づき、「人事制度」「研修制度」「職場環境づくり」の3つの取組を中心に、人材育成システムの活用及び運用を推進する。</p>
具体的な手法	<p>○職員の適正な在庁管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所属長への時間外勤務の取扱説明会の開催 ・入退庁記録参照システムの確認 ・恒常的に業後在庁している職員の把握及び指導 ・定時退庁日における定時退庁の奨励 ・職場実態調査の実施
到達目標	<p>○20時以降の在庁職員数の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度比：△30%

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<p>○勤務日における職員の20時以降及び22時以降の在庁職員数の実態を調査した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20時以降の在庁職員数(△27.4%)【未達成】 ・22時以降の在庁職員数(△24.8%)【未達成】 <p>○時間外勤務時間の上限を規則で規定(45時間以下/月、360時間以下/年)した。</p> <p>○定時退庁日における定時退庁の奨励を行ったほか、適正な在庁管理を行うよう管理職に説明会を実施した。</p>
今後の方向性	<p>○入退庁記録参照システムの導入は、令和2年度までに本庁舎、健康支援センター、支所、図書館において整備済みである。今後、認定こども園、給食センター等の施設にも予算計画の中で早期に整備し、職員の出退勤状況を把握し、職員の勤務管理を徹底したい。</p>

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

実施計画⑨：実質公債費比率の健全化の堅持【財政課】

期待される効果・数値目標等	公債費負担を抑制し、市民に対して必要な行政サービス提供を継続する。また、新たな財政需要や課題に対して対応していく財源留保を図る。
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	実質公債費比率 ※財政計画 (H26 年度 ～R2 年度) 推計値：10.1%	※財政計画 (H28 年度 ～R4 年度) 推計値：10.3%	※財政計画 (H28 年度 ～R4 年度) 推計値：10.8%	※財政計画 (H30 年度 ～R6 年度) 推計値：9.4%	※まちづくり計 画に基づく財 政計画 (H17 年度 ～R7 年度) 推計値：9.5%
結 果	【未達成】 10.5%	【達 成】 9.6%	【達 成】 9.4%	【達 成】 9.3%	【達 成】 9.5%

(3) 令和元年度における取組方針

取組の内容	○公債費負担の抑制を図り、市民に対する行政サービスの向上のための財源を確保する。
具体的な手法	○将来的な施策の財源や新たな課題に対応するため、基金積立等を行ない財源留保に努める。 ○市債の発行総額の抑制と、交付税措置率の高い市債の活用を図る。 ○予算執行に際して、計画事業費の抑制、当初予算で計画した財源の適切な執行を行う。
到達目標	○まちづくり計画に基づく財政計画（H17 年度～R7 年度）令和元年度推計値の 9.5%内 【参考】財政健全化基準：起債許可団体の判定のための数値＝18% 早期健全化基準＝25% 財政再生基準＝35%

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○財政計画の一般財源総額を念頭に予算編成を行い、交付税措置率の高い市債（旧合併特例事業債等）を活用した結果、実質公債費比率を推計値どおりとした。
今後の方向性	○今年度、財政計画を見直す予定である。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

(1) 実施計画⑩：収税等収納率の向上【収納課】

期待される効果・数値目標等	税負担の公平性と自主財源を確保する観点から、年間計画及び収納対策計画をたて、計画的に毅然とした態度で滞納整理を進め収納率の向上を図る。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	〈目標収納率〉 現年：98.50% 滞繰：19.00%	現年：98.50% 滞繰：19.00%	現年：98.50% 滞繰：19.00%	現年：98.90% 滞繰：22.50%	現年：99.08% 滞繰：22.50%
結 果	【達成】 現年：98.65% 滞繰：24.99%	【達成】 現年：98.86% 滞繰：23.37%	【達成】 現年：98.89% 滞繰：24.36%	【達成】 現年：99.08% 滞繰：24.76%	【達成】 現年：99.18% 滞繰：26.91%

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	税負担の公平性と自主財源確保の観点から毅然とした態度で業務を行い、収納率の確保・向上を図るために、より綿密な年間計画に基づき滞納整理（差押による強制換価処分等）を実施する。
具体的手法	①督促状の発送以降、随時催告、一斉催告（年2回）、電話催告（年間12回）、電話催告後の財産調査。 予告、差押え予告等を行い、新規滞納者を増やさないようにする。電話催告については、民間委託のコールセンターを活用する。 ②随時、実態・財産調査を行い、納付のみられない滞納者に対しては差押え処分を実施する。 市外の滞納者については、民間委託による実態調査を行い、同様な処分を実施する。 ③大口困難案件にかかる地方税滞納整理機構との連携及び義務承継相続調査実施による滞納処分の推進。また、徴税顧問を活用し困難案件を解決していく。
到達目標	市税等目標収納率・未納額（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料含む。） 目標収納率 現年：99.08%以上、滞繰：22.5%以上、未納額：6億5千万円未満

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	①一斉催告書：5,948件 ②コールセンターによる電話催告：13,033件 ③差押等の滞納処分：970件（換価金額：41,354,274円） ④不動産の公売：1件（売却代金：1,200,000円） ⑤動産の公売：37件（売却代金：236,373円）
今後の方向性	○税負担の公平性と自主財源確保の観点から毅然とした態度で業務を行い、収納率の確保・向上を図るためより綿密な年間計画に基づき滞納整理（差押による強制換価処分等）を実施する。

3. 内部改革「行政資源の効率的・効率的な運用」

(1) 実施計画②①：将来負担比率の健全化の堅持【財政課】

期待される効果・数値目標等	実施計画等により整備や改修を行う施設については、市債の活用が前提とされていることから、健全財政を堅持していくため、将来負担の試算を行いながら、健全化を継続していく。
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	(健全化の堅持) 平成 26 年比率 20.0%以下	⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【未達成】 22.5%	【未達成】 22.2%	【達成】 18.2%	【達成】 12.8%	【達成】 10.4%

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	実施計画等により整備や改修を行う施設については、市債の活用が前提とされていることから、健全財政を堅持していくため、将来負担の試算を行いながら、健全化を継続していく。
具体的な手法	○交付税の減額が4年目を迎え一般財源が減少する中で、限られた財源の範囲内による予算編成の取り組みにより将来負担比率の抑制対策を進める。 ※将来負担比率は、主に一般会計等において将来負担すべき額、交付税需要額に算入される公債費、公債費の財源として充当可能な基金により算出されている。
到達目標	平成 26 年比率の 20.0%内

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○財政計画の一般財源総額を念頭に予算編成を行った。また、借換債を発行せず将来負担の軽減に努めた結果、目標を大幅に下回ることができた。
今後の方向性	○令和3年度、財政計画を見直す予定である。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

(1) 実施計画②：一般競争入札の拡大、総合評価落札方式の試行実施【契約検査課】

期待される効果・数値目標等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般競争入札の拡大することにより、競争性の確保と、市内業者の受注機会を確保することが両立できる。 ○総合評価落札方式を実施して行くことにより、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる。
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	<ul style="list-style-type: none"> ○一般競争入札の拡大 ○総合評価落札方式の試行実施 	⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取組の内容	<ul style="list-style-type: none"> ○新総合体育館建設工事は、業者からの総合評価落札方式の技術提案を審査委員会で諮る。 ○土木系工事は、総合評価落札方式を採用して入札執行する。
具体的な手法	<ul style="list-style-type: none"> ○新総合体育館建設工事は、業者からの技術提案やヒアリング等を審査委員会に諮り、9月定例会において落札者を決定する。 ○土木系工事における総合評価落札方式に発注は、長野県が開催する審査委員会を経て入札執行する。
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> ○新総合体育館建設工事の落札業者を9月定例会において議案上程し、議決を受ける。 ○土木系工事における総合評価落札方式の入札を10月までに数件執行する。

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> ○新総合体育館建設工事の落札業者を9月定例会において議案議決された。 ○土木系工事における総合評価落札方式の入札を9月に2件執行した。 ○建設コンサル業務の一部において令和元年6月から一般競争入札を導入し10件執行した。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○競争性の確保と市内業者の受注機会を確保できることから、一般競争入札で推進する。 ○土木系工事における総合評価落札方式の発注は、長野県が開催する審査委員会を経て入札執行する。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

(1) 実施計画②⑥：公共施設等の総合的な管理の推進【総務課】

期待される効果・数値目標等	総務省から求められているインフラを含めた「公共施設等総合管理計画」を策定し、総合的かつ計画的な公共施設管理を推進する。また、地方公会計移行に向け整備される固定資産台帳データを活用し公共施設マネジメントを推進する。
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	○公共施設等総合管理計画	○マネジメントシステム構築 ○公共施設再配置計画	○公共施設再配置計画 ○保全計画策定	⇒	⇒
結 果	【未達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【未達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	○公共施設再配置計画 10 年計画の更新及び進捗管理。 ○出前講座の実施など、公共施設再配置の必要性について啓発。
具体的な手法	○関係部署への聞き取り及び調整、検討を行い、10 年計画をローリングして作成する。 ○出前講座等を通じて、公共施設再配置計画の必要性について、合意形成を図る。
到達目標	○10 年計画案で令和元年度に譲渡又は廃止としている 12 施設について譲渡等の実現

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○9～10 月に実施した行財政のスリム化に向けた各課ヒアリングの中で、今後の施設修繕等の計画や譲渡又は廃止の予定について再調査した。 ○向こう 10 年間の公共施設の施設修繕等の計画等や譲渡又は廃止方針を示した公共施設再配置計画 10 年計画〔令和 2 年度版〕を年度末に更新・公表した。 ○今年度中に譲渡及び廃止、普通財産に移管になる施設 譲渡（2 施設）：①豊科デイサービスセンター、②長峰荘 廃止（2 施設）：①豊科解放館、②上川手書庫 移管（5 施設）：①下長尾教職員住宅、②有明会館、③西穂高会館、④離山会館、⑤勤労者福祉センター
今後の方向性	○市民に対し公共施設再配置計画の必要性について、広報や出前講座等を実施することで啓発を続けていく。 ○施設の所管課への聞き取り及び調整、検討を行い 10 年計画の進捗管理を実施していく。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

(1) 実施計画⑳：公共施設の土地賃借契約基準の統一【財産管理課】

期待される効果・数値目標等	土地賃借契約の公平性が確保できる。
---------------	-------------------

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	算出根拠が統一されていない契約は、引続き契約更新時に見直しを行う。	⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【未達成】	【未達成】	【達成】	【達成】	【未達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取組の内容	算出根拠が統一されていない契約は、引続き契約更新時に見直しを行う。
具体的な手法	合併前に契約したものが基準と異なることから、担当課において地権者の理解が得られる物件から契約の更新をしていく。
到達目標	1 件でも、基準への契約変更を行う。

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○関係課において、契約更新時に従前の契約を市の基準とするよう地権者と交渉を持ったが、見直しに至らなかった。 ○不用となった賃貸物件の契約解除を行った。(3件)
今後の方向性	○契約更新の機会を捉え、地権者の理解が得られる物件から見直しを進める。 ○新たな土地賃借契約は、統一基準により運用を実施していく。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

実施計画⑳：低・未利用財産の整理処分、有効活用【財産管理課】

期待される効果・数値目標等	市所有の未利用地や不要となった土地の売却・貸付等を進めることで、財源の確保、維持管理に係る経費及び業務の削減が図れ、地域経済の活性化が促進される。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	新たに生じた市所有の未利用地や不要となった土地の売却・貸付等を進める。	前年度に引き続き未利用地や不要となった土地の売却・貸付等を進める。	⇒	⇒	⇒
結 果	【未達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取組の内容	新たに生じる市所有の未利用地や不要となった土地の売却・貸付等を進める。
具体的な手法	新たに用途廃止となった低・未利用物件について、今後の利用予定の有無を把握したうえで、利用が図れない物件について地域と調整を図りながら、一連の手続きを経て売却を進めていく。
到達目標	新たな低・未利用物件を1件でも多く売却する。

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	<ul style="list-style-type: none"> ○市有地売払収入は25件、14,467,551円であり、自主財源の確保及び維持管理経費の削減を図ることができた。 ○未利用土地の明科消防団詰所跡地は、令和元年度に条件整理を行った。 ○公共施設再配置計画に基づき、老朽化した上川手書庫・豊科解放館を解体することで維持管理経費の削減ができた。
今後の方向性	今後も不要となった市有財産の土地建物を定期的に処分し、自主財源の確保に努める。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

実施計画⑳：庁舎単位的环境保全計画の推進【財産管理課、関係課】

期待される効果・数値目標等	○環境活動の中で、環境への取組みを効果的、効率的に行うことを目標に、省エネ、省資源、廃棄物削減の実施 ○光熱水費等 25 年度使用量の 1 % 減
---------------	--

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	平成 27 年度から環境マネジメントシステムを取り入れた中で、環境保全に取り組む	前年度に引き続き環境保全に取り組む	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【未達成】	【達成】	【未達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取組の内容	本庁舎は、平成 27 年度から環境マネジメントシステムとして、エコアクション 21 に取り組み、引き続き活動を行う。
具体的な手法	平成 30 年度にエネルギーシステム最適化の調整を行った。これをもとにシステム制御について、より効率的な運用をし、コスト削減につなげていく。
到達目標	月ごとの使用エネルギーを把握し、コスト縮減を図る。

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	月ごとの使用エネルギー量を把握した。 ○前年度比 電 気： 4.3% (H30：1,322 千 kWh、R1：1,379 千 kWh) 水 道：△9.8% (H30：2,559 m ³ 、R1：2,308 m ³) 下水道： 2.8% (H30：5,003 m ³ 、R1：5,142 m ³) 灯 油：△7.8% (H30：60,793ℓ、R1：56,042ℓ) 光熱水費（燃料費含む）： 4.5% (H30：30,462 千円、R1：31,819 千円)
今後の方向性	○引き続き、月ごとのエネルギー使用量の把握を行い、消費エネルギーの内容を分析し、消費エネルギーの削減に努める。 ○光熱水費の使用量は横ばい傾向にあり、更なる使用量の削減に向けては設備や機器の更新にあわせて、省エネルギー製品への切り替えを検討していく必要がある。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

実施計画⑩-1：橋梁長寿命化修繕計画の推進【建設課】

期待される効果・数値目標等	平成 23 年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画（120 橋）に基づき、計画的な維持修繕を行うことで、既存橋梁の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図る。また、法令（道路法施行規則）において義務付けされている定期点検を進めるとともに、これまで蓄積した点検データ等をもとに、市が管理する全ての橋梁を対象とした長寿命化修繕計画を策定する。
---------------	--

（2）計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	橋梁修繕（5） 定期点検（117）	⇒ 橋梁修繕（5） ⇒ 定期点検（183）	⇒ 橋梁修繕（5） ⇒ 定期点検（284）	⇒ 橋梁修繕（5） ⇒ 定期点検（105） ⇒ 長寿命化修繕計画策定	⇒ 橋梁修繕（5） （2 順目） ⇒ 定期点検（158）
結 果	【達成】 ・修繕工事（6 橋/6 橋） ・実施設計業務（8 橋/8 橋） ・定期点検（198 橋/188 橋）	【達成】 ・修繕工事（2 橋/4 橋） ・実施設計業務（6 橋/6 橋） ・定期点検（195 橋/186 橋）	【達成】 ・修繕工事（2 橋/2 橋） ・実施設計業務（4 橋/4 橋） ・定期点検（285 橋/237 橋）	【達成】 ・修繕工事（6 橋/5 橋） ・実施設計業務（3 橋/3 橋） ・定期点検（5 橋/5 橋） ・長寿命化修繕計画策定	【達成】 ・修繕工事（10 橋/8 橋） ・実施設計業務（3 橋/2 橋） ・定期点検（168 橋/158 橋）

（3）令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	○平成 30 年度に策定した安曇野市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持修繕を進め、既存橋梁の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの縮減を図る。 ○法令で義務付けされている橋梁定期点検の 2 巡目が令和元年度から始まる。年次計画に沿った点検を進め、全橋梁の点検データを蓄積し令和 5 年度の修繕計画策定（見直し）に備える。
具体的な手法	○新たに策定した橋梁長寿命化修繕計画にもとづき、工事、実施設計業務を計画的に進める。 ○年次計画に沿った定期点検を進め、データを蓄積する。
到達目標	○修繕工事 8 橋（前年度繰越 1 橋を含む）のしゅん工 ○実施設計業務 2 橋（詳細点検含む）の完了 ○定期点検 158 橋（定期点検委託 33 橋、上記実施設計業務点検 2 橋、直営 123 橋）の完了

（4）令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○修繕工事は国の防災・安全交付金を活用し、前年度繰越分の 1 橋を含め 5 橋がしゅん工した。また、橋長が短い橋は市単独費にて 5 橋がしゅん工した。（交付金分 5 橋/5 橋、市単独分 5 橋/3 橋、合計 10 橋/8 橋） ○実施設計業務も国の交付金を活用し、翌年度以降の発注工事に備え 3 橋の設計業務が完了した。（3 橋/2 橋） ○法令（道路法施行規則第 4 条の 5 の 6）にて義務付けされている定期点検も国の交付金を活用し、委託点検 42 橋、実施設計点検 3 橋の業務が完了した。（45 橋/35 橋） また、職員が直接現地に出向いて橋梁の損傷状況等を確認する直営点検を行い、年度内に 123 橋の点検が完了した。（123 橋/123 橋） 令和元年度は、委託、直営を合わせ 168 橋の定期点検が完了した。（168 橋/158 橋）
今後の方向性	○平成 30 年度に策定した長寿命化修繕計画にもとづき、2 巡目（計画期間；令和元年度から令和 5 年度）の点検と修繕工事を進める。 ○令和 5 年度は 2 巡目の点検成果、補修履歴をもとに、3 巡目（計画期間；令和 6 年度から令和 10 年度）に向けた長寿命化修繕計画の見直しを行う。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

実施計画⑩-2：公園施設長寿命化計画の推進【都市計画課】

期待される効果・数値目標等	平成 25 年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕・更新を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図るとともに、公園施設機能の保全と安全性を維持する。 また、平成 30 年度に、健全度調査を行った上で、長寿命化計画の見直しを実施する。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	公園施設の維持修繕と更新	⇒	⇒	⇒ ○健全度調査 ○長寿命化計画の見直し	公園施設の維持修繕と更新
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取 組 の 内 容	○公園施設の日常点検とパトロールを行う。 ○今年度から毎年業者による市内公園遊具定期点検を行う。 ○長寿命化計画に基づく補修・更新を行う。
具体的な手法	○遊具の日常点検は、シルバー人材センターに委託、合わせて業者による遊具定期点検を実施する。 結果報告に基づき、不具合箇所の早期対応を行い、結果を課内で共有する。 ○公園施設長寿命化対策支援事業（交付金）により中堀公園他 1 公園 3 施設を更新する
到達目標	○公園施設の不具合箇所の早期発見と補修の実施。 ○公園の安全性確保と施設のトータルコスト縮減・平準及び長寿命化の実施。

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○シルバー人材センターへの委託により、173 箇所の公園の遊具の日常点検を実施し、結果報告に基づき、不具合箇所の修繕を行った。 ○公園パトロールや市民からの通報による公園施設の不具合箇所の修繕を行った。 ○公園施設長寿命化対策支援事業（交付金）により中堀公園他 1 公園 3 施設の更新を行った。 ○公共施設等適正管理推進事業債を活用し、堀金中央公園他 1 公園 2 施設の更新を行った。 ○業者による市内公園遊具定期点検を実施、結果報告に基づき、不具合箇所の修繕を行った。
今後の方向性	○引き続き、公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕・更新を行い公園施設機能の保全と安全性を維持する。 また、公園施設点検により施設機能を適切に維持管理し、市民の安全・安心を確保する。

3. 内部改革「行政資源の効果的・効率的な運用」

実施計画③：市営住宅の適正管理【建築住宅課】

期待される効果・数値目標等	平成 26 年度に策定した市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕・更新を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図る。 また、耐用年数を経過し、老朽化により入居不可能な住宅については、倒壊等の未然防止や維持管理経費の削減を図るべく、順次取壊しを進めていく。
---------------	---

(2) 計画期間中の取組

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取 組	計画的な維持修繕・更新	⇒	⇒	⇒	⇒
結 果	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】	【達成】

(3) 令和元年度における取組方針

取組の内容	平成 26 年度に策定した市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕・管理を行うことで、ライフサイクルコストの縮減を図る。 また、計画策定から 5 年経過した市営住宅長寿命化計画の見直しを行う。
具体的な手法	建築年度の新しい住宅については、計画的な維持修繕を進め、耐用年数の向上を図る。 建築年度が古く、耐用年数を経過し、募集停止している団地については、市営住宅長寿命化計画の見直しに合わせて、用途廃止や建て替え等の整備計画を盛り込む。
到達目標	計画的な維持修繕（田沢団地 1 棟 10 戸） 市営住宅長寿命化計画の見直しに合わせて整備計画を作成する。

(4) 令和元年度における取組結果

実施した内容・結果	○田沢団地B棟（1 棟 10 戸）の長寿命化工事を実施した。（外壁及び屋根の断熱性、防水性、耐久性を向上させる工事。） ○「安曇野市公営住宅等長寿命化計画」の見直しにあたり、国の新指針である LCC（ライフサイクルコスト）に対応させ、既存ストックの状態から事業手法の選定等を行った。その結果から、計画修繕及び建替え等の実施方針を作成し、計画に盛り込んだ。
今後の方向性	○「安曇野市公営住宅等長寿命化計画」に基づく計画的な修繕や耐久性向上等を図る改善、また、老朽化した団地の建替えや用途廃止を実施することで、長寿命化による更新コストの削減と事業量の平準化を図り、市営住宅等を安全で快適な住まいとして長きにわたって確保する。